

藻岩中学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「藻岩中学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、同年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条ならびに平成 27 年 5 月に策定された「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）基本理念

「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識のもと、「いじめは、どこでも誰にでも起こりうる」という危機意識を持つとともに、いじめの事実が確認された場合は「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という強い信念をもって、対応にあたる。

（２）いじめとは

「本校の生徒に対して、本校に在籍している一定の人間関係にある者から、心理的あるいは、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的、肉体的な苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめを未然に防止するために

（１）「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

- ・集団の中で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや、温かい人間関係の中で、お互いを認め合う集団作りの取組。

（２）「規範意識」の向上

- ・生徒一人ひとりの規範意識を高めることが「いじめは絶対に許されない行為であること」を認識させる近道と考え、学校の決まりやルールを守らせる指導の徹底。

（３）「分かる・できる・楽しい」授業づくり

- ・教師の指導のもと、生徒とともに充実した授業を作り出すことにより、生徒の基礎学力の定着が図られ、そのことにより、学習に対する達成感や成就感を持ち、生徒一人ひとりの心や生活の安定を図る。

（４）「命の大切さ」や「人権」、「仲間支援」を大切にする指導の充実

- ・道徳の授業の充実、命に関わる講演会の実施、ピア・サポートを実践できる生徒の育成と教職員研修会の企画等を通して、心の教育を充実。

（５）「情報活用能力（情報リテラシー）」・「情報モラル」の育成

- ・最近のいじめは、ネットを媒体としたものが急増していることから、生徒・保護者に「たより」や講演会、懇談会等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを育成し、未然防止を図る。

3 いじめを早期発見するために

(1) 校内連携体制の充実

- ・日常的な観察や、声かけ等の関わりにより得られた情報を、学校全体で共有できる体制づくりの推進。

(2) 生徒から情報が入りやすい環境づくり

- ・生徒の立場に立った人間味あふれる、共感的指導を継続しながら、自分や仲間の良さを伝えあい、互いの存在を認め合える雰囲気づくりを目指す。

(3) 計画的なアンケートの実施と教育相談の充実

- ・「いじめアンケート」を定期的に実施する。また年間を通して、一定の間隔で教育相談を実施し、生徒からの情報の漏れがない学校体制を確立する。

4 いじめ発見後、早期に対応するために（スピードある初期対応が決め手）

(1) 最悪を想定した初動対応といじめ防止対策委員会の立ち上げ

- ・いじめを発見した教職員は、5W「いつ・どこで・誰が・何を・なぜ」1H「どのように」が時系列になるように記録化すると同時に管理職へ直ちに報告をする。そして、「いじめ防止対策委員会」を招集して対応体制を確立する。「いじめ防止対策委員会」の構成は、教頭、生徒指導部長、各学年代表、生活・教護係とし、状況によって、スクールソーシャルワーカー（精神保健福祉士）、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、担任・副担任等を加える。

(2) 安心・安全への配慮

- ・いじめを受けているとされる子どもや、知らせてきた子どもの安心・安全を確保し、「あなたは悪くない」「絶対に守り通す」という学校の意味を伝え、心のケアに努める。また必要に応じてスクールカウンセラー、相談支援パートナーとも連携して事にあたる。

(3) 対応方針の決定

- ・被害者に寄り添った対応策を立てる。そして関係する子どもの保護者（加害者・被害者）と直接会い、事実関係を伝え、対応策について説明し理解を得る。

(4) いじめの終息に向けて

- ・学校として事実確認の場や謝罪の場を設定し、いじめの背景や原因を教職員・被害生徒・加害生徒とその保護者と共有し、再発防止と被害生徒の心のケアに努める。また傍観者も含めていじめの内容・深刻さ・形態などにもよるが、学級・学年・学校全体の問題として捉えさせる場面を設ける。

5 家庭（保護者）や地域、関係機関と連携協力するために

(1) 家庭（保護者）や地域との連携

- ・いじめが起きた、起きないに関わらず、絶えず生徒の幸せにつながる信頼関係を家庭や地域と構築する。さらに地域で、いじめの疑いがある場面を見かけた際の学校への連絡（通報）のお願いを、学校だよりに掲載したり、地域の会合で話をする等して依頼しておく。

(2) 関係機関との連携

- ・いじめの事実を確認した場合には、札幌市教育委員会に直ちに連絡し、対応を協議し、迅速な連携を図る。いじめの内容によっては、児童相談所、警察署、心療内科、医療機関とも連携を図る。

6 「藻岩中学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価について

(1) 生徒や保護者、地域への周知

- ・学校だより、HP、PTA 集会や地域の会合等で「藻岩中学校いじめ防止基本方針」の概要を説明し、理解を求める。

(2) 点検・評価

- ・職員構成や生徒の実態（状況）は毎年変化するので、策定した基本方針はPDCAサイクルに基づいて、客観的に検証する。